

瀬戸内海国立公園城山園地維持管理業務仕様書

(適用)

1 この仕様書は、瀬戸内海国立公園城山園地の維持管理に係る委託業務に適用する。

(業務の内容)

2 本業務は、施設の安全・快適な利用を図るため次の内容により実施するものである。

- (1) 業務の内容 瀬戸内海国立公園城山園地維持管理業務
- (2) 業務の場所 坂出市川津町
- (3) 業務の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務の内容 ①園地・園路の除草 3,920 m² 年2回
 ②園地・園路の清掃 4,780 m² 年12回(月1回)
 ③公衆トイレの清掃 1箇所 年52回(週1回)

【除草清掃面積内訳】

園地名		全体面積 (m ²)	除草面積 (m ²)	清掃面積 (m ²)
城山	園路	410	330	410
	園地	4,390	3,590	4,370
	小計	4,800	3,920	4,780

※園路の面積はL (m) ×換算係数 (W=) 1.0mとする。

(5) 業務の範囲 別添図面のとおり

(園地・園路の除草)

3 除草は、次の内容により実施する。

- (1) 上記2(4)に記載の回数を、草の繁茂状況を踏まえ、最も効果的な時期に実施すること。
- (2) 園路の除草にあつては、歩道部分及び路側両側各50cm程度の除草を行うこと。

(園地・園路の清掃)

4 清掃は、次の内容により実施する。

- (1) 清掃は、ゴミ・空缶等を収集し適正に処分することに加え、ベンチ・指導標・案内板・解説板その他施設を清掃し、美観の保持に努めること。
- (2) 上記2(4)に記載の回数を、ゴミ・空缶等の状況を踏まえ、最も効果的な時期に実施すること。
- (3) 清掃実施中に事故・災害等施設の安全利用に支障がある事象及び施設の破損を発見した場合は、速やかに委託者に通報すること。
- (4) 清掃に際しては剪定鋸・剪定鋏等を携帯し、施設利用の支障になる雑草木・倒木等の除去に努めること。

(公衆トイレの清掃)

5 公衆トイレの清掃は、次により実施する。

- (1) 公衆トイレの清掃は、公衆トイレ及びこれに付帯する施設も含めた部分で実施する。
- (2) 建物内の拭き掃除、ゴミ・空缶等の収集・適正処分、便器及び手洗いの清掃、照明器具・換気扇等設備の清掃を行うこと。
- (3) トイレトペーパーを随時補給すること。
- (4) 上記2 (4)に記載の回数を、公衆トイレの状況を踏まえ、最も効果的な時期に実施すること。

(業務計画)

6 業務を実施するにあたり、あらかじめ実施時期等を記した「委託業務計画書」を作成し、提出すること。

(業務報告)

7 各半期の業務完了後、遅滞なく「業務実績報告書」に実施回数等を記載し、作業実施状況一覧及び作業写真を添付して報告すること。

また、詳細な作業内容については、作業日報等を作成し、受託者において保存すること。

(検査(確認を含む)及び立会等)

8 委託者は、「業務実績報告書」の提出があったときは、速やかに業務履行確認を行うものとする。
また、委託者は、業務実施状況について適宜現場確認・立会できるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。

(その他)

9 事故・災害等を発見したとき、または通報があったときは、速やかに委託者に報告すること。

10 業務実施にあたって疑義が生じた場合は、委託者と協議し問題解決に努めるものとする。